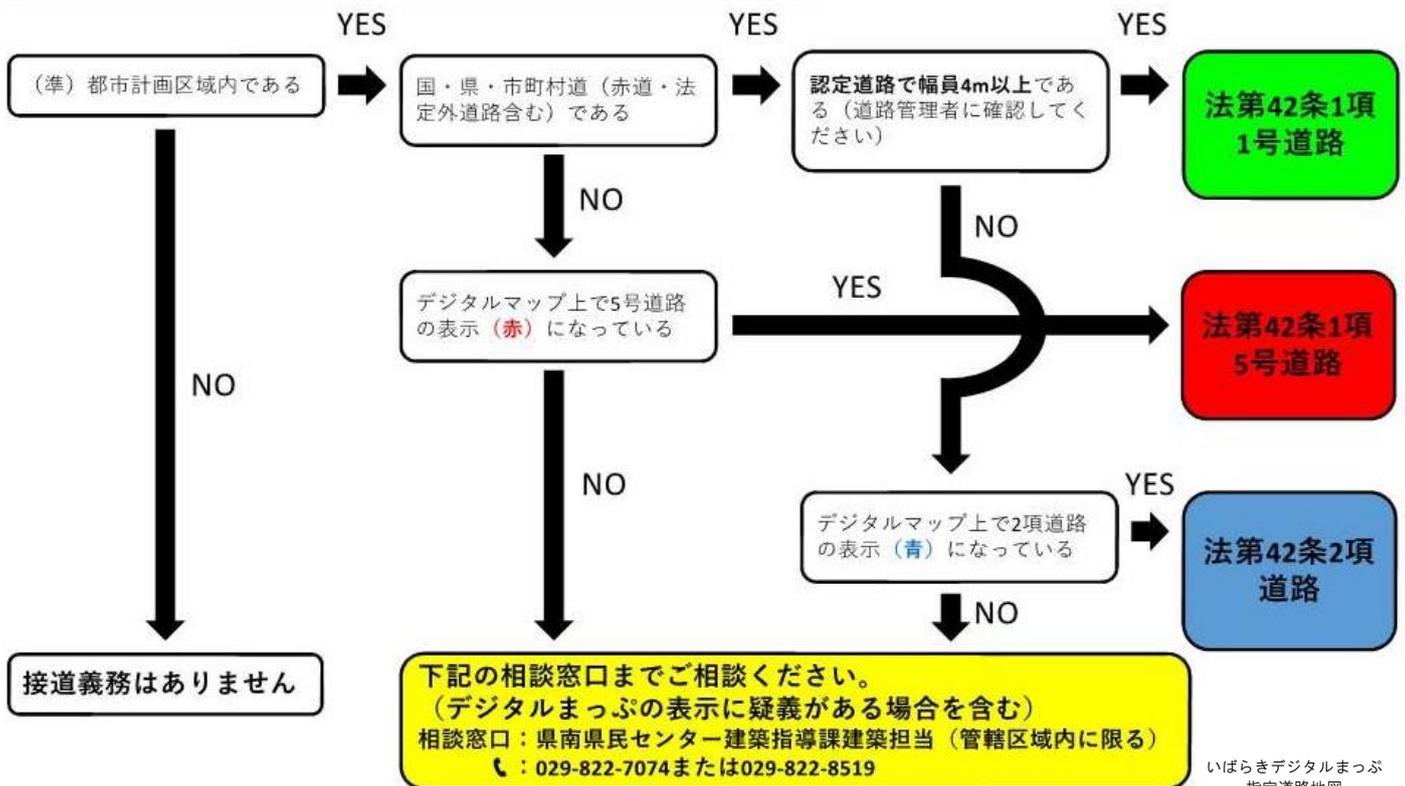


いばらきデジタルまっぷ指定道路地図の活用と道路の相談について

茨城県では「いばらきデジタルまっぷ」で建築基準法の指定道路を公表しています。

法第42条2項道路に該当するかなどの建築基準法の道路の取扱いについては、以下のフロー図を参考にいただき、必要に応じて窓口や電話等にて当課までご相談ください。

建築基準法上の道路の取扱いフロー図



●いばらきデジタルマップはこちら

⇒ <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/kenchiku4.html>

確認したい道路がある市町村を選択したうえで、マップ上の該当条項を確認してください。(※)

(※) デジタルマップ閲覧時の注意点

